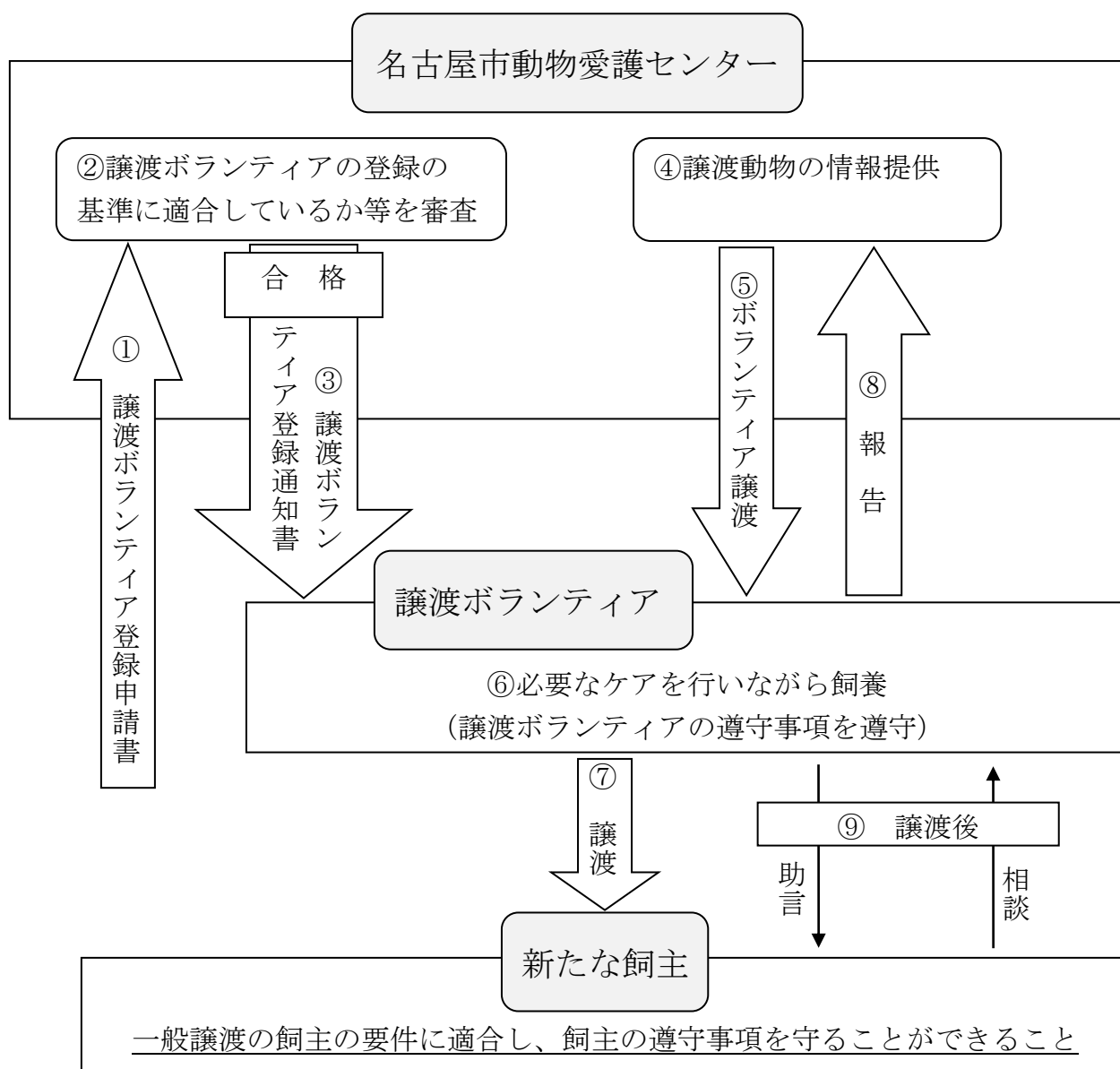


「譲渡ボランティア」を募集します

名古屋市動物愛護センターでは、収容した犬猫等の殺処分ゼロを目指し、新しい飼主を募集しています。収容する犬猫等の中には、なかなか新しい飼主が見つからない動物がいます。このような状況で殺処分を減らすためには、収容される犬猫等を、当センターから譲り受け、適切な飼主を探して譲渡していただく団体又は個人のご協力が必要です。当センターと連携し、殺処分ゼロを目指してくださる譲渡ボランティア（団体又は個人）を募集します。

＜ボランティアのご協力をいただくボランティア譲渡制度＞



＜ボランティアとしてご協力いただける方は・・・＞

この制度にご協力していただけるボランティア（団体・個人）の方は、まず当センターにご登録願います。詳しくは裏面を参照の上、当センターまでお問い合わせください。

<譲渡ボランティアの登録基準>

共通事項

- ☐ 当センターの譲渡事業に協力し、新たな飼主探しを積極的に行うこと。
- ☐ 活動趣旨が、当センターの実施する譲渡事業の趣旨と合致していること。
- ☐ 3年間以上の譲渡活動経験があること。
- ☐ 譲渡動物の保管にあたっては、適正に飼養できる環境を有し、近隣の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがないこと。また、必要に応じて獣医師の治療を受けさせること。
- ☐ 狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律その他関連法令等を遵守していること。
- ☐ 新たな飼主へ譲渡動物を譲渡するに当たっての取り決めに記載した書類をセンターに提出すること。
- ☐ 譲渡動物に関して金銭を徴収する場合は、その内訳及び用途を収支報告等によりセンターに提出すること。

団体

- ☐ 譲渡等の際に団体の窓口となる指定メンバーを定めること。
- ☐ 代表者、指定メンバー及び飼養施設の管理責任者は、成人であること。
- ☐ 代表者及び指定メンバーは、一般譲渡における飼主になるための要件及び飼主の遵守事項を理解していること。
- ☐ 飼養施設の管理責任者は、譲渡動物を適正に取り扱う経験又は技能があること。
- ☐ 代表者及び指定メンバーは、新しい飼主に対して、譲渡動物を適正に飼養するために必要な知識を教示できること。
- ☐ 団体名、代表者氏名及び活動拠点を公表することに同意できること。
- ☐ 指定メンバーは、当センターが実施する講習会を受講していること。

個人

- ☐ 成人であること。
- ☐ 一般譲渡の飼主の要件及び飼主の遵守事項を理解していること。
- ☐ 譲渡動物を適正に取り扱う経験又は技能があること。
- ☐ 新しい飼主に対して、譲渡動物を適正に飼養するために必要な知識を教示できること。
- ☐ 氏名及び活動拠点を公表することに同意できること。
- ☐ 当センターが実施する講習会を受講していること。

この他にも遵守事項などがあります。詳しくは愛護センターまでお問い合わせください。



申請書の提出先 ・ お問い合わせ先

名古屋市動物愛護センター

〒464-0022 名古屋市千種区平和公園 2-106

TEL 762-1515 FAX 762-0423

ホームページ【<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/15-7-2-0-0-0-0-0-0-0.html>】